

○周南市環境審議会条例

平成 15 年 7 月 28 日条例第 249 号

改正

平成 21 年 3 月 27 日条例第 8 号

周南市環境審議会条例

(設置)

第 1 条 市の環境の保全に関する事項を調査審議するため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、周南市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の審議、調査に資する資料を提供するため、審議会に技術調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、35 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 工場又は事業場を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 住民を代表する者

2 調査会の委員は、20 人以内とし、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 審議会の委員及び調査会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長 1 人、副会長 3 人を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位によりその職務を代行する。

5 調査会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、調査会に属する委員のうちから互選する。

6 委員長は、会務を掌理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 前 3 項の定めは、調査会に準用する。

(事務処理)

第 6 条 審議会及び調査会の庶務は、環境保全担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年8月1日から施行する。

(任期の特例)

2 第3条第1項の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則 (平成21年3月27日条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。